

仕様書(案)

1 件名

チーム化による水産加工業等再生モデル事業

2 事業の目的

本事業は、被災地水産加工業の業績回復を図るため、販路喪失や人材不足等、それぞれの地域が抱える課題の解決に向け、被災地の複数の水産加工業者等が連携して行う、地域ぐるみの取組をソフト面で支援することで、被災地の持続的な発展に資するチーム化モデルの構築を推進するものである。

3 業務内容 ※具体的な業務内容は、個別の事業による

被災地水産加工業の業績回復を図るため、販路喪失や人材不足等、それぞれの地域が抱える課題の解決に向け、被災地の複数の水産加工業者等が連携して行う、地域ぐるみの先進的な取組を実施する。

4 履行期限

令和3年3月19日(金)を履行期限とする。

5 成果物

(1) 事業報告書(紙媒体5部及びCD-R(又はDVD-R)1部)

(例) 事業化や実証事業に係る分析・検証結果等

※ 報告書の様式は、別途復興庁が指示するものとする。

※ 当庁は本報告書の一部または全部をホームページに掲載することが出来るものとし、請負者はこの点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には必要に応じて著作権者の承諾を得る等の作業をするものとする。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを別途作成するものとする。

6 業務体制・進行方法

(1) 全体スケジュール

- ① 請負者は、復興庁から指示があった場合は、事業開始後一定期間が経過した時点で取組の進捗状況を報告すること(報告の日時、場所、回数及び報告様式等は別途指示)。
- ② 請負者は、令和3年3月19日(金)までに、本仕様書に示す作業を全て完了し、検査を受けて合格すること。
- ③ 前項を実現するためのスケジュールについては、復興庁が指示するものとする。
- ④ 作業の経過、進捗状況等について遅延が認められた場合は速やかに当庁に報告する

とともに、対応策を提示すること。

(2) 業務の実施体制

- ① 実施体制図（主な実施主体、担当責任者等）を提出すること。
- ② 担当者の異動や病気等により実施体制図の変更が生じる場合は、その旨を速やかに当庁へ書面にて報告し、承認を得ること。なお、代行する者は業務に支障をきたさないようにすることができる者を担当させること。
- ③ 当庁が、担当者に十分なコミュニケーション能力がないと判断した場合は、早急に担当者を変更すること。
- ④ 本業務の円滑な運営を図るため、請負者は当庁との連絡を密にして本業務を行うこと。

(3) 業務の再委託について

- ① 請負者は、本契約を履行するにあたり、本契約の全部を一括して再委託してはならない。
- ② 請負者は、本契約の履行において、本契約の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、事前に再委託先の住所、名称、再委託を行う業務範囲、再委託を行う必要性、再委託先に対する管理方法その他、当庁の指示する事項について記載した書面を提出し、当庁の承認を得なければならない。（但し、事業者間における協定書において業務の分担が明記されている場合は除く）
- ③ 当庁は、本契約の適正な履行の確保のために必要があると判断したときは、請負者に対し、さらに本契約の履行体制等について書面による報告を求めることができる。
- ④ 請負者は、前項により報告を求められた場合には、速やかに当庁に対して報告をしなければならない。

7 その他特記事項

(1) 全般

- ① 本仕様書は、請負者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記述していない事項であっても、本事業を行うために必要な作業を請負者は実施するものとする。また、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、当庁と協議の上決定するものとする。
- ② 請負者が行う提案や報告及び相談等は基本的に書面をもって実施し、内容について当庁の承認を得ること。
- ③ 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

(2) 瑕疵担保責任について

- ① 請負者は、本事業に関して提供したサービス又は納品物の瑕疵について、提供から1年までの間、担保の責を負わなければならない。

- ② 請負者は、本納品物の瑕疵が請負者の故意又は重大な過失に基づく場合は、前項の定めに関わらず、当庁が瑕疵を発見したときから1年間、担保の責を負わなければならない。
- ③ 当庁は、前項の期間において、瑕疵のあるサービス又は納品物について、請負者に相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求し、または修補とともに損害賠償の請求をすることができる。
- ④ 当庁は、請負者が提供したサービス又は納品物の瑕疵のために、契約をした目的を達することができないときは、契約の解除をすることができる。

(3) 守秘義務

- ① 請負者は、本事業の実施により知り得た当庁に関わる情報は、第三者に漏洩してはならない。
- ② 請負者は、本事業終了時に保有する当庁に関する情報について、それらが記載されている媒体全てを復興庁に提出するものとする。ただし、提出が困難と考えられる場合は、当庁と協議の上、その対応を決定するものとする。

以 上